HirALOHA 湘南バンク 2019

キッチンカー及び物販出店要項・規約

出店要項

1. 出店ブース場所の決定方法

ブース場所（以下「ブース」という。）は、主催者側で決定します。決定方法に対して出店者は異議を申し立てる事はできません。一旦決定したブースは基本的に変更することはできません。（主催者が指定、指示する場合はこの限りではない。）

２．出店規約

1） HirALOHA2019（以下「当該イベント」という。）開催期間中に販売される料理、商品、並びにサービスは、事前に申請許可されたものに限ります。許可を受けた料理、商品、サービス以外は提供できません。許可を受けてない料理、商品、サービスは会場内に持ち込むことを禁止します。

2） 又、販売商品許可申請は、出店者自らの申請とし、主催者から請求は致しません。
また、開催中の申請は受け付けません。事前申請を怠った為に、本来の目的とした料理、商品、サービスを提供できない場合の損害は主催者は一切保証しないものとします。

3） 出店者は日本国内の諸法規、会場所管関係行政機関の政令・指導を遵守して下さい。
ブース外での作業 並びに販売は禁止します。

4） 出店に含まれない備品・装飾品を持ち込まれる場合には、持込み備品、装飾品が日本国内並びに所管行政機関の規定する基準に合致したものである事を確認して下さい。

5） 出店に含まれない備品・装飾品をレンタルされる場合には、出店者、レンタル業者、当事者間で交渉、取決めを行って頂くものとし、主催者側は当事者間における交渉、取決め、並びにレンタルに起因するトラブルには一切関知しないものとします。

6）場内で他業者と同一商品を販売する場合に、他業者の営業妨害となるいかなる行為も禁止します。（看板・キャッチコピーなど）

7） 清掃

(ア) 出店ブース内の管理、保守保全、並びに清掃は出店者の責任となります。

(イ) ブース内、並びに周辺は常に清潔な状態にして下さい。

(ウ) ゴミは各日、当該イベント終了後に各自でお持ち帰り下さい。
※期間中当該車をブースにとどめておく場合はご相談ください。

(エ) 店舗利用者（お客様）のゴミはできるだけ店舗で回収してください。

(オ) また、会場の排水溝には絶対に流さないようにしてください。

8） 上記 7）にも関わらず、主催者にてブースの中、周辺の清掃がなされていないと判断した場合、清掃を出店者に依頼いたします。

３．ブース別出店規約

（１）食品調理・販売ブース（キッチンカー）

1)　１ブースあたり販売料理（内容）は申告されたもののみとします。

2)　出店者は販売するメニュー及び内容を記入した書類を事前に提出して下さい。尚、書類提出後の料理の変更は当日の販売も含め一切不可能ですので予めご了承下さい。

3)　出店者は料理に防塵カバーを付ける等、日本国内の衛生基準に従って下さい。

4)　当該イベント中は、事前に提出頂いた書類通りの料理を衛生基準に沿った運営で実施してください。

5)　適切でないと判断された出店者に対しては、主催者側、保健所にて販売の中止を命じることもあります。

6)　料理の質・量・価格は適切な量・質を維持した本格的な味の料理を販売して下さい。また全てのメニューと価格をブースの正面に掲示して下さい。

7)　容器は可燃製容器等を使用し、ガラスなど破損の恐れのある容器の使用は禁止します。

8)　アルコールの販売は事前に種類・金額を報告してください。

9)　販売する商品及び内容の一覧表を提出してください。

10）場内販売他業者の営業妨害にあたる行為（看板・キャッチコピーなど）は禁止します。

（２）飲料販売ブース（ドリンクブース）

1)　飲料販売ブース出店者はノンアルコール・ドリンク販売を許可します。

2)　アルコールの販売は事前に種類・金額を報告してください。

3)　持ち帰り用の飲料（冷蔵したものや栓を抜いたもの以外）についても販売可能です。

4)　ビン入り飲料販売は、持ち帰り用の飲料に限ります。
　（店内において紙コップなどの容器に移しかえて提供することは可能です。）

5)　販売する商品及び内容の一覧表を提出してください。

6）場内販売他業者の営業妨害にあたる行為（看板・キャッチコピーなど）は禁止します。

（３）物販ブース（物品の販売ブース）

1)　出店者は日本国内諸法規、並びに会場所管行政機関の政令・指導に従って頂きます。

2)　海外からの輸入品は日本国内の輸入規定に従い正式に輸入された商品に限り、販売可能です。

3)　当日は保健所の係官が各ブースを訪問し、事前に提出頂いた書類通りの商品（食品のみ対象）を販売しているか確認します。

4)　適切でないと判断された出店者に対しては、主催者、保健所にて販売の中止を命じることもあります。

5)　物販ブースで試食・試飲を行う場合は、下記の通りの備品が別途必要です。

ウェットティッシュ・ティッシュ

6)　果実販売

①冷凍果実販売する場合

　　ブース内にウェット・ティッシュ を用意して下さい。

②カット・フルーツ販売をする場合

　　ブース内にウェット・ティッシュを用意して下さい。

7)　ブース内での皮むきは禁止です（食品調理・販売ブースの範疇となります）

　　皮むき果実を販売する場合は保健所で許可されている施設にて事前に皮をむき、食べられる状態で清潔な容器に入れ、会場に持ち込んで下さい。

8)　販売する商品の内容の一覧表を提出してください。

４．出店及び販売の中止

1)　本出店規約及び日本国内の諸法規、所管行政機関の政令・指導を遵守されない、または衛生上・提出書類上の不備を保健所から指摘される等を含め、主催者及び行政機関から出店の中止を命ぜられた出店者に対して主催者は、出店の中止を命ずる権利を有します。

５．くじ引き、スタンプラリーの禁止

開場内では有料、無料を問わず出店者でのスタンプラリー、ガラポン、くじ引き行為は禁止致します。これらの行為は、公平を保ち、諸法律に違反しないように主催者の方で一括して行います。

特に有料くじ引き行為は賭博開帳関連法規で規制されておりますので、ブース内での行為は厳禁致します。これら行為が発見次第、営業停止処分となりますのでご注意下さい。

６．チラシ、パンフレット配布の禁止

開場内ではチラシ、パンフレット等の配布は主催者の事前承諾が必要です。承諾のないものは、一切配布を禁止致します。

７．売り上げの保証について

主催者は出店者に対して売上げ、利益の保証は致しません。天候、警察及び行政指導、疫病、風評他による当該イベントの中止に対して主催者は出店料、見込み利益の補償、仕入れ済み商品の補償、レンタル品や人件費の補償、移動費、宿泊費、他イベント・フェスティバルへの振り替え他一切責任を負わないものとします。また、当該イベント中止の決定権は主催者のみが有します。いかなる理由でも出店者は主催者の決定、指導に異議を申し立てる事はできないものとします。異議を申し立てる出店者は、出店権利を放棄したものとみなし、即刻退場処分とします。また退場処分による損害は主催者は一切責任を負わないものとします。当該イベントが開催しているのにも関わらず出店をしなかった出店者はいかなる理由でも「辞退」とみなします。この場合は主催者側は出店者に生じた出店に伴う費用など一切の責

任は負えないものとします。強硬な出店者には当該イベントの妨害とみなし、警察への通報、損害賠償を請求します。

８．出店者の共同責任

出店者の全員もしくは一部で起こした原因による水道、排水、電気、その他すべての事故については主催者は一切の責任を負わないものとします。 一部の出店者による事故は出店者全員に責任が発生するものとします。従ってお互いに事故、違反を起こさないように心がけて下さい。

９．設備について

1） 水道、排水設備、電気設備の無許可の改造、配線は一切禁止するものとします。

2） 特に開く店舗の電気設備は各自発電機を用意し、動作音低減に努めて下さい。施設内のコンセントなど電源設備の使用は一切認めないもとします。 又これらの無許可行為による事故や損害には主催者は一切責任を負わないものとし、違反者に対して責任を負わせるものとします。

3） 出店については、雨、風、盗難などに対して出店者の方で防備をしてください。自然災害や、盗難に対しては、いかなる理由でも主催者は責任を負わないものとします。

4） 水道、排水、すべて“公営競技場”の設備であります。従って当該イベント開催中の使用については十分気をつけるようにしてください。出店内容により水道などを使用する予定のブースは、水道蛇口等に直接ホース等を取り付けないようにし、ポリタンク等を用意し貯め水して使用してください。

１０．その他

1） 事前告知の有無に限らず当該イベントの内容、ステージ内容、テント・設備の仕様や設置場所の変更やその他に対して出店者は意義を申し立てる事はできないものとします。また、これらを理由としたキャンセルに対しては出店料、仕入れ済みの材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル品代金や宿泊費、移動費など一切の保証はできないものとします。

2） 出店者は別紙「申込書」の提出により事前告知の有無に限らず出店要項を理解し、同意したものとします。 従って当該イベント準備期間における協議などにおいて内容に同意できない、もしくは、同意しない出店者は出店者の都合によって出店権利を放棄したものとし、開催前の場合はキャンセル扱いとし、開催中の場合はただちに会場から退場して頂きます。この場合、出店料、仕入れ済み材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル商品の代金や宿泊費や移動費など一切の保証はできないものとします。

3） 主催者は各ブースの運用状況をいつでも確認する権利を有します。規約にない運用方法に対して使用中止、是正を指導する権利を有します。 又運用中止によるいかなる損害も主催者は一切保証しないものとします。

4）開催後の退出時は主催者に備品の有無、ゴミの撤去完了などの立ち会いの上、退出許可を主催者から得てから、退出できるものとする。この場合、備品の破損、紛失が確認できた場合、その場で弁償するものとする。ゴミの違法投棄もゴミ処理代金を支払うものとする。
5）出店要項は日本語のみしか用意はありません。外国人出店者様の場合、各自で翻訳、通訳を事前に行い、出展要項の内容を理解して申し込み下さい。
6）日本語を理解できないことを理由とした出店要項の違反は認められません。また違反を行った場合は出店権利を放棄したものとして出店禁止にいたします。この場合、出店料仕入れ済み材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル商品や宿泊費、移動費など一切の保証はできないものとします。
7）当該イベント運営に関しては他所イベント・フェスティバルとは状況が異なっております。他のイベント・フェスティバルの運営方針を要求したり、強行する出店者はイベント運営の妨害とみなし、即刻退場していただきます。この場合、主催者は一切の責任、補償はいたしません。
8）荒天、大風、地震その他で当該イベントが中止になった場合は、中止に伴う出店料、仕入れ済み材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル商品や宿泊費、移動費など一切保証はできないものとします。また他イベントの振り替え、代替えもできないものとします。
9）キッチンカーの出店場所はメニュー、車の大きさ（跳ね上げ部分を含む）、会場到着時間によって変更になる事もあります。渋滞などで会場到着が遅れた場合、出店できない場合があります。これらの場合、いかなる理由でも他イベントへの出店料、振り替え、割引、仕入れ済み材料や輸送費用、見込み利益、人件費、レンタル品や宿泊・移動費など一切の保証はできないものとします。